

提言-1

絶滅のおそれのある動植物種の生息地を守るために ～生息地等保護区の拡大

提言

絶滅のおそれのある動植物の生息地（生育地を含む。以下同じ）を守るため、以下のように改正する

- 1) 絶滅のおそれのある動植物の重要生息地（Critical Habitat）リストを作成する
重要生息地リストに掲載された地域の自主的な保全活動を支援するメカニズムを作る
- 2) 重要生息地リストのうち地域の合意が得られたものから生息地等保護区に指定する
生息地等保護区の指定にあたっては土地買い取りに関する免税措置のみならず、重要生息地の土地所有者に対するインセンティブを検討する

関連条文

法律第36条～第44条、施行規則第20条～第32条

解説

絶滅のおそれのある動植物の危機要因は、第一が生息地破壊(劣化)、第二が密猟・盗掘、第三が侵略的外来生物によるものと言われている。密猟・盗掘が懸念される種については、生息地を明らかにすることは好ましくないが、多くの絶滅危惧種にとって、生息地の保全は何にもまして重要な課題である。種の生存にとって重要な生息地(Critical Habitat)の保全は、米国の絶滅危惧種法でも重要な条項となっている。しかし、我が国の「種の保存法」では、規制的措置が中心であるため地域住民や土地所有者の了解が得られない、環境省にも生息地を指定し管理する実施体制が伴わないなどの理由で、生息地等保護区の指定はいっこうにすすまない。現在8カ所872haが指定されているに過ぎない(次ページの表)。生息地等保護区の拡大のためには、現在の規制的措置による保護区指定だけではなく、地域やNGOの自主的な保全活動の支援、土地所有者へのインセンティブなど、新たな枠組みの開発が求められる。

1) 絶滅のおそれのある動植物の重要生息地リスト作成

レッドデータブックは強制力をもったリストではないが、環境影響評価など開発に伴う事前評価の対象となっているように、絶滅のおそれのある動植物の重要生息地リストを作成することは、開発に対する潜在的な抑止力となりうる。国はレッドデータブックの絶滅危惧種(CR、EN、VU)の動植物種について、その重要生息地のリストを作成する。公開の是非は、種ごとに専門家の判断により決定する。

重要生息地を含む地域において、国や自治体がなんらかの開発を計画する場合は、環境大臣に事前に相談し、影響がないことを明らかにしなければならない。その他の事業者が開発を計画する場合には、環境影響評価において調査がなされるよう、環境省の基本的事項に反映させる。

重要生息地を含む地域において、絶滅のおそれのある動植物種の保全回復活動を行う地域住民やNGOの活動を支援する基金を設ける。

2) 土地所有者に対するインセンティブの開発

民有地に絶滅危惧種が生息している場合、土地所有者が土地を所有したまま絶滅危惧種を保全するためのインセンティブを高める方法を検討する。例えば、米国では1982年の「絶滅危惧種法」(Endangered

Species Act)改正以来、(1)生息地保全計画(Habitat Conservation Plan)策定、(2)合意覚書(Memoranda Of Agreement)交換、(3)避難港合意(Safe Harbor Agreement)などの手法がとられている。また税制上、所得税や相続税を減免するコンサベーションイーズメントという手法もとられている。土地所有者が、国、自治体、野生生物保護を目的とするNGOとこれらの合意を取り交わした場合は、税制上の優遇措置を講ずるものとする。

絶滅危惧種の生息生育地の土地所有者が、土地譲渡を希望する場合は、国、自治体、野生生物保護を目的とするNGOが優先されるよう、土地所有者に対して、税制上の優遇措置を講ずるものとする。

生息地等保護区 2005年7月現在(環境省資料より)

名称	場所	設定年月日	面積(ha)(^上 _は 管理地区)	指定地の概要	保護に関する方針(概要)
はんだ 羽田ミヤコ タナゴ生息 地保護区	栃木県 大田原市	1994.12.26	60.6 (12.8)	●栃木県北部の那須野ヶ原 扇状地東部に位置する丘 陵地帯 ●羽田沼と同沼を水源とす る農業用水路およびそれ らをとりまく水田など	●ミヤコタナゴの生息には、用水路の水質・形質維持および飼条件、産卵母貝であるマツカサガイの生息の確保が必要。当該区域における各種行為は、用水路の水質・形質などの生息環境への影響について特に配慮が必要 ●マツカサガイの捕獲を規制
北岳キタダ ケソウ生育 地保護区	山梨県 中巨摩 郡芦安 村	1994.12.26	38.5 (38.5)全域	●南アルプス北岳山頂部南 東斜面 ●標高2,750m以上の高山帶 で、高山植物群落地帯	●キタダケソウの生育には、生育基盤である地形・地質の維持ならびにキタダケソウ群落および周辺植生の確保が必要 ●当該区域における各種行為は、地形、地質、植生などの生育環境への影響について特に配慮が必要 ●積雪期以外の期間(毎年6月1日から11月30日まで)について登山道を除く全域を立入制限地区に指定
大岡アベサ ンショウウ 才生息地保 護区	兵庫県 城崎郡 日高町	1998.11.4	3.1 (3.10)全域	●兵庫県北部の大岡山(標高 663.6m)の東南斜面 ●ヤブツバキ、アラカシな どの常緑広葉樹およびヒ ノキ、スギや竹林の混交林	●水路の水質、底質などの保全、水量の安定的な供 給、うつ閉し森林の湿潤な林床の保全が必要 ●当該区域における各種行為は、生息環境に影響を およぼすことのないよう配慮が必要
やまさこ 山迫ハナシ ノブ生育地 保護区	熊本県 阿蘇郡 高森町	1996.6.3	1.30 (1.13)全域	●阿蘇山の東外輪上に位置 する北向きの緩斜面で、 標高は約800m ●採草地として利用されて きた草地 ●周囲の土地はスギ、クヌギ の造林地となっている	●刈りとりなどの実施により植生の遷移を抑制する ことが必要 ●当該区域における各種行為は、地形、地質、植生 などの生育環境の維持について配慮が必要
またおばさま 北伯母様 ハナシノブ 生育地保護 区	熊本県 阿蘇郡 高森町	1996.6.3	7.05 (1.94)	●阿蘇山の東外輪上に位置 する北向きの緩斜面で、 標高は約800m ●高さ数m程度のヒノキの 若齢造林地 ●周囲の土地はスギ、クヌ ギの造林地となっている	●刈りとりなどの実施により植生の遷移を抑制する こと、および間伐などの森林管理を適切に実施し 造林木の被陰による生育への影響を最小限とす ることが必要 ●当該区域における各種行為は、地形、地質、植生 などの生育環境の維持について配慮が必要
いもたいけ 蘭牟田池 ベッコウト ンボ生息地 保護区	鹿児島 県薩摩 郡祁答 院町	1996.6.3	153.0 (60.0)	●蘭牟田池は、300mに位置 する火口湖で、池の北西部 は泥炭からなる湿原とな っている ●蘭牟田池の周囲は、水田、畑 地などとして利用されて いるほか、宿泊施設、キャン プ場などが整備されてい る	●池は、産卵、幼虫の生息、羽化の場として重要で あり当該区域における各種行為は池の水位、水 質、底質および湿原植生の維持について配慮が必 要 ●池周辺の草地は、成虫の採餌の場として利用され ており、草地植生を維持することが必要
うえぐすく 宇江城岳キ クザトサワ ヘビ生息地 保護区	沖縄県 島尻郡 仲里村 および 具志川 村	1998.6.15	600.0 (255.0)	●沖縄県久米島北部の宇江 城岳を中心とする山地周 辺の地域 ●複数の沢の源流となって おり、イタジイなどの広葉 樹林が広がっている	●キクザトサワヘビは、水環境への依存度が高く、 水質の保全、集水域の地形および森林の維持、水 量の安定的な確保が必要 ●各種行為は、生息環境に影響をおよぼさないよう 配慮が必要
米原イシガ キニイニイ 生息地保護 区	沖縄県 石垣市	2003.11.11	9.0 (9.0)全域	●沖縄県石垣島北部のヤエ ヤマヤシ群落と一体とな って成立している湿潤な 広葉樹林およびその周辺 地域	●生息基盤である広葉樹林内の環境およびヤエヤマ ヤシ群落の一体的維持が必要。 ●幼虫が生育する地域においては、土壤の乾燥化、 踏み固めおよび流出をさけるため立入制限地区に 指定。

【参考】生息地等保護区：環境大臣は、国内希少野生動植物の保存のため必要があると認めるときは、その個体の生息地または生育地およびこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況および生態その他その個体の生息または生育の状況を勘査してその国内希少野生生物植物種の保存のため重要と認めるものを、生息地等保護区として指定することができる。(種の保存法第36条)